

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月11日
【四半期会計期間】	第17期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社アイフィスジャパン
【英訳名】	IFIS JAPAN LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 大 沢 和 春
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目1番6号
【電話番号】	03-6825-1250
【事務連絡者氏名】	取締役 管理担当 野 口 祥 吾
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区西神田三丁目1番6号
【電話番号】	03-6825-1250
【事務連絡者氏名】	取締役 管理担当 野 口 祥 吾
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第16期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第17期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第16期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)	695,185	613,214	2,699,584
経常利益 (千円)	7,406	35,237	122,526
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	1,041	16,724	84,278
純資産額 (千円)	1,465,688	1,536,510	1,546,956
総資産額 (千円)	1,887,755	1,894,189	1,958,305
1株当たり純資産額 (円)	28,262.02	29,820.21	29,983.28
1株当たり四半期(当期) 純利益又は四半期純損失 () (円)	20.81	336.26	1,690.55
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	335.79	1,688.18
自己資本比率 (%)	74.8	78.3	76.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	68,133	98,332	238,417
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	31,168	1,998	70,234
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	30,151	25,329	36,823
現金及び現金同等物の四半 期末(期末)残高 (千円)	1,024,501	1,220,053	1,149,047
従業員数 (人)	86	83	86

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第16期第1四半期連結累計(会計)期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」欄については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	83（49）
---------	--------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期連結会計期間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	61（8）
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループでは、受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
投資情報事業	130,754	8.7
ドキュメントソリューション事業	228,916	3.0
ファンドディスクロージャー事業	253,543	17.2
合計	613,214	11.8

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
D I A Mアセットマネジメント株式会社	67,970	9.8	61,801	10.1

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、好調なアジア経済や政府の経済政策の効果により、ゆるやかな回復基調が継続しているものの、中東情勢を背景とした原油高や、急激な円高に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響が今後の経済に与える影響が未知数であるため、先行きが不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、印刷関連事業において投資信託の新目論見書制度が昨年開始したことにより目論見書のページ数及び部数が減少するなど、既存の印刷商材に対する受注量は減少傾向にあります。対応策として、運用報告書などの新たな商材の開発や販売用資料など付加価値の高いサービスへの注力等対策を講じてまいりました。一方、投資情報事業におきましては、既存サービスが証券会社や大学など新たな販売先開拓を進めたほか、資本市場関係者向けリアルタイムニュースも着実に業績を伸ばしております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は613,214千円（前年同期比81,971千円減、11.8%減）、営業利益は34,659千円（前年同期は1,829千円の営業損失）となりました。また、経常利益は35,237千円（前年同期比27,830千円増、375.8%増）、四半期純利益は16,724千円（前年同期は1,041千円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

<投資情報事業>

『IFIS Research Manager』（アイフィス・リサーチ・マネージャー）や『IFIS Consensus Manager』（アイフィス・コンセンサス・マネージャー）などのウェブサービスが堅調に推移したことに加え、証券会社向けに提供するレポート作成システムの大手証券会社への導入、オンライン証券向けのASPサービスが昨年に引き続き好調に推移するなど着実に業績を伸ばしております。また、連結子会社である株式会社キャピタル・アイが提供する資本市場関係者向けリアルタイムニュースも拡大基調を継続しているほか、オンライン証券向けにデータ提供サービスを開始するなど順調に業績を伸ばしております。

その結果、売上高は130,754千円（前年同期比10,425千円増、8.7%増）、営業利益は46,919千円（前年同期比9,133千円増、24.2%増）となりました。

<ドキュメントソリューション事業>

株式市場は低迷期からの回復の兆しが見えはじめておりますが、金融法人においては証券調査レポートやセミナー資料の印刷需要は減少を続けているほか、事業法人においてもIR活動全体が縮小傾向にあり、コストの圧縮が続いております。しかしながら、既存サービスであるFAX・E-mail同報配信サービスや翻訳事業において取引量が着実に増加しており、既存サービス以外でも自動組版ASPの開発などにより新たな顧客、新たな需要を掘り起こしてまいりました。

その結果、売上高は228,916千円（前年同期比6,971千円減、3.0%減）、営業利益は25,270千円（前年同期比1,730千円増、7.3%増）となりました。

<ファンドディスクロージャー事業>

国内株式市場の回復の兆しに加え、新興市場の躍進により新たなファンドが設定されるなど投資信託市場に活発な動きが出てまいりましたが、昨年開始した新目論見書制度の影響で印刷物の部数及びページ数が大きく減少していることや、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響によりファンドの設定が延期や中止となるなど厳しい状況となっております。一方で利益率の高い制作物や運用報告書などの新たな商材受注に注力するなど、マーケット変化に対応したサービス開発を行ってまいりました。

その結果、売上高は253,543千円（前年同期比52,760千円減、17.2%減）、営業利益は56,678千円（前年同期比3,256千円増、6.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産残高は、前連結会計年度末に比べ64,116千円減少し1,894,189千円となりました。

主な要因は、現金及び預金が71,005千円増加する一方、売上高の変動に伴い受取手形及び売掛金が100,533千円減少、減価償却によりソフトウェアが30,384千円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における負債残高は、前連結会計年度末に比べ53,670千円減少し357,678千円となりました。

主な要因は、売上原価の変動に伴い買掛金が33,715千円減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産残高は、前連結会計年度末に比べ10,445千円減少し1,536,510千円となりました。

主な要因は、四半期純利益16,724千円の計上と、剰余金の配当24,869千円によるものであります。

(3) キャッシュフローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ71,005千円増加し1,220,053千円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とこれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、取得した資金は98,332千円（前年同期は68,133千円の取得）となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益25,385千円、減価償却費34,596千円、売上債権の減少額99,593千円であります。また、支出の主な内訳は、仕入債務の減少額33,715千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、支出した資金は1,998千円（前年同期は31,168千円の支出）となりました。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出1,641千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、支出した資金は25,329千円（前年同期は30,151千円の支出）となりました。

支出の主な内訳は、配当金の支払い124,869千円であります。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却などについて、重要な変更はありません。また新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,600
計	169,600

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 未現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	51,070	51,070	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
計	51,070	51,070	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権（ストックオプション）

平成15年3月28日 第8回定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000
新株予約権の行使期間	自平成17年3月29日 至平成25年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000 資本組入額 6,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使は、当社株式が証券取引所の開設する市場またはジャスダック市場に上場された日から6ヶ月を経過するまでは行使できない。

また、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

(2) 付与対象者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合

当社と類似の業種に属する当社以外の会社の役員職に就任した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）

付与対象者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

付与対象者の希望により新株予約権が相続されなかった場合

- (3) 付与対象者およびその権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。ただし、取締役会の承認ある場合は、この限りではない。
- (4) その他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 4 新株予約権の目的となる株式の数は、平成15年3月28日開催の第8回定時株主総会及び平成15年8月1日開催の取締役会決議における新株発行予定数から、平成23年3月31日までに退職もしくは権利放棄等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数が18個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数を180株減じております。
- 5 平成17年4月21日開催の取締役会決議により、平成17年5月27日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 平成17年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年1月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年3月26日 第9回定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000
新株予約権の行使期間	自平成18年3月27日 至平成26年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000 資本組入額 6,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

- 3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使は、当社株式が証券取引所の開設する市場またはジャスダック市場に上場された日から6ヶ月を経過するまでは行使できない。
また、新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 - (2) 付与対象者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。
禁錮以上の刑に処せられた場合
当社の就業規則により懲戒解雇または論旨退職の制裁を受けた場合
当社と類似の業種に属する当社以外の会社の役員職に就任した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）
付与対象者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
付与対象者の希望により新株予約権が相続されなかった場合
 - (3) 付与対象者およびその権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。ただし、取締役会の承認ある場合は、この限りではない。
 - (4) その他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 4 新株予約権の目的となる株式の数は、平成16年3月26日開催の第9回定時株主総会及び平成17年1月21日開催の取締役会決議における新株発行予定数から、平成23年3月31日までに退職もしくは権利放棄等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数が2個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数を20株減じております。
- 5 平成17年4月21日開催の取締役会決議により、平成17年5月27日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 平成17年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年1月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年3月25日 第10回定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年3月26日 至 平成27年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の監査役又は重要な第三者の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 - (2) 付与対象者およびその権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。ただし、取締役会の承認ある場合は、この限りではない。
 - (3) その他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 4 平成17年4月21日開催の取締役会決議により、平成17年5月27日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 平成17年11月14日開催の取締役会決議により、平成18年1月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	51,070	-	381,290	-	437,090

- (6) 【大株主の状況】
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年12月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,332	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,738	49,738	-
発行済株式総数	51,070	-	-
総株主の議決権	-	49,738	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイフィスジャパン	東京都千代田区西神田 3 - 1 - 6	1,332	-	1,332	2.61
計	-	1,332	-	1,332	2.61

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	30,000	29,000	31,100
最低(円)	28,250	28,130	27,510

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,270,053	1,199,047
受取手形及び売掛金	175,231	275,765
その他	41,623	35,462
貸倒引当金	2,501	1,281
流動資産合計	1,484,406	1,508,994
固定資産		
有形固定資産	45,721	46,614
無形固定資産		
のれん	2,207	4,211
ソフトウェア	261,832	292,217
ソフトウェア仮勘定	750	-
その他	604	604
無形固定資産合計	265,395	297,034
投資その他の資産	98,667	105,661
固定資産合計	409,783	449,311
資産合計	1,894,189	1,958,305
負債の部		
流動負債		
買掛金	182,377	216,092
未払法人税等	16,263	37,655
賞与引当金	23,672	6,020
その他	131,863	147,763
流動負債合計	354,177	407,532
固定負債	3,501	3,816
負債合計	357,678	411,348
純資産の部		
株主資本		
資本金	381,290	381,290
資本剰余金	437,090	437,090
利益剰余金	701,194	709,338
自己株式	36,584	36,584
株主資本合計	1,482,990	1,491,134
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	207	174
評価・換算差額等合計	207	174
少数株主持分	53,313	55,648
純資産合計	1,536,510	1,546,956
負債純資産合計	1,894,189	1,958,305

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	695,185	613,214
売上原価	486,814	370,448
売上総利益	208,371	242,765
販売費及び一般管理費	210,201	208,105
営業利益又は営業損失()	1,829	34,659
営業外収益		
受取利息	216	156
受取配当金	-	193
負ののれん償却額	7,621	-
その他	1,545	252
営業外収益合計	9,384	601
営業外費用		
為替差損	66	24
自己株式取得費用	81	-
営業外費用合計	148	24
経常利益	7,406	35,237
特別損失		
固定資産除却損	40	101
子会社株式売却損	340	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	9,750
特別損失合計	381	9,851
税金等調整前四半期純利益	7,024	25,385
法人税、住民税及び事業税	18,078	15,526
法人税等調整額	8,677	4,990
法人税等合計	9,401	10,535
少数株主損益調整前四半期純利益	-	14,849
少数株主損失()	1,335	1,875
四半期純利益又は四半期純損失()	1,041	16,724

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,024	25,385
減価償却費	35,845	34,596
子会社株式売却損益（は益）	340	-
のれん償却額	2,896	2,004
負ののれん償却額	7,621	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	-	1,220
賞与引当金の増減額（は減少）	27,422	17,651
受取利息及び受取配当金	216	349
固定資産除却損	40	101
売上債権の増減額（は増加）	33,413	99,593
仕入債務の増減額（は減少）	462	33,715
未払消費税等の増減額（は減少）	8,092	5,031
その他	25,968	7,959
小計	64,622	133,497
利息及び配当金の受取額	216	349
法人税等の支払額	1,271	35,513
法人税等の還付額	4,565	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	68,133	98,332
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	254	1,641
無形固定資産の取得による支出	800	357
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	27,896	-
子会社株式の取得による支出	2,250	-
差入保証金の差入による支出	28	-
差入保証金の回収による収入	60	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,168	1,998
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	4,600	-
配当金の支払額	25,070	24,869
少数株主への配当金の支払額	480	460
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,151	25,329
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,813	71,005
現金及び現金同等物の期首残高	1,017,688	1,149,047
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,024,501	1,220,053

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は578千円、税金等調整前四半期純利益は、10,329千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による投資その他の資産の「その他（差入保証金）」の変動額は9,750千円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方式によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	133,078千円	1 有形固定資産の減価償却累計額	131,618千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬	17,290千円	役員報酬	16,850千円
給与手当	90,008千円	給与手当	86,712千円
賞与引当金繰入額	16,416千円	賞与引当金繰入額	15,477千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	1,074,501千円	現金及び預金	1,270,053千円
預入期間が3か月超の定期預金	50,000 "	預入期間が3か月超の定期預金	50,000 "
現金及び現金同等物	1,024,501千円	現金及び現金同等物	1,220,053千円
2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳			
株式の売却により株式会社ヴィオが連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出(純額)との関係は次のとおりであります。			
流動資産	44,398千円		
固定資産	16,590 "		
流動負債	34,304 "		
固定負債	4,536 "		
負ののれん	7,496 "		
未実現利益調整額	14,311 "		
子会社株式売却損	340 "		
株式の売却価額	0千円		
現金及び現金同等物	27,896 "		
差引：株式の売却による支出	27,896千円		

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	51,070

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,332

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月18日 定時株主総会	普通株式	24,869	500	平成22年12月31日	平成23年3月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	投資情報 事業 (千円)	ドキュメン トソリューション 事業 (千円)	ファンド ディスク ロージャー 事業 (千円)	A S P・D B事業 (千円)	I Tソ リユース ン 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	117,829	235,888	284,439	24,364	32,664	695,185	-	695,185
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	8,087	-	-	-	8,087	8,087	-
計	117,829	243,976	284,439	24,364	32,664	703,273	8,087	695,185
営業利益又は営業損失 ()	36,582	23,540	48,449	6,176	30,057	84,691	86,521	1,829

(注) 1 事業区分の方法

事業は、サービスの内容および特性を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
投資情報事業	・インターネットを利用した金融市場情報提供サービス ・上場企業に関する財務データ提供サービス
ドキュメントソリューション事業	・金融ドキュメントの処理に関するソリューション提供サービス ・I Rコンサルティングサービス
ファンドディスクロージャー事業	・投資信託にかかる目論見書・販売促進用ツール等の編集・印刷・配送サービス ・EDINET提出用データ作成サービス
A S P・D B事業	・ファンド関連データベース構築サービス ・ファンド関連書類作成A S P提供サービス
I Tソリューション事業	・システム提案/開発/保守運用サービス

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別にビジネスグループを置き、各ビジネスグループは取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、ビジネスグループを基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「投資情報事業」「ドキュメントソリューション事業」及び「ファンドディスクロージャー事業」の3つを報告セグメントとしております。

セグメントごとに販売をしている主要サービスは、下記のとおりであります。

セグメント		主要サービス
報告セグメント	投資情報事業	・インターネットを利用した金融市場情報提供サービス ・上場企業に関する財務データ提供サービス ・ファンド関連データベース構築サービス
	ドキュメントソリューション事業	・金融ドキュメントの処理に関するソリューション提供サービス ・IRコンサルティングサービス
	ファンドディスクロージャー事業	・投資信託にかかる目論見書・販売促進用ツール等の編集・印刷・配送サービス ・EDINET提出用データ作成サービス ・ファンド関連書類作成ASP提供サービス

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	投資情報事業	ドキュメント ソリューション 事業	ファンドディス クロージャー 事業			
売上高						
外部顧客への売上高	130,754	228,916	253,543	613,214	-	613,214
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	9,403	-	9,403	9,403	-
計	130,754	238,320	253,543	622,618	9,403	613,214
セグメント利益	46,919	25,270	56,678	128,869	94,209	34,659

(注)1. セグメント利益の調整額 94,209千円には、セグメント間取引消去639千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 94,848千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)
著しい変動がないため記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)
著しい変動がないため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)
当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)
著しい変動がないため記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
29,820円21銭	29,983円28銭

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 20円81銭	1株当たり四半期純利益金額 336円26銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 -	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 335円79銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	1,041	16,724
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	1,041	16,724
期中平均株式数(株)	50,056	49,738
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	70
(うち新株予約権)(株)	(-)	(70)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
著しい変動がないため記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 4 月30日

株式会社アイフィスジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川 島 繁 雄 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 達 弥 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフィスジャパンの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフィスジャパン及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月2日

株式会社アイフィスジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川島 繁雄 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中島 達弥 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフィスジャパンの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフィスジャパン及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。